

社会福祉法人ケアネット 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ケアネット役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事・監事・評議員をいう。

(非常勤役員報酬等)

第3条 非常勤の役員等が、理事会、評議員会、特別業務等に出席の場合には、非常勤役員報酬等一覧表に定める報酬等を支給する。

- 2 非常勤の役員等に対し、前項によらない報酬等を支給する場合には理事会の決議を要するものとする。
- 3 役員等が首都圏以遠に居住し、交通費が一覧表の額を超える場合は、交通機関が発行した往復料金の領収証の金額を実費として支給する。
- 4 評議員選任・解任委員会の委員が、評議員選任・解任委員会に出席の場合には、非常勤役員報酬等一覧表に定める報酬等を支給する。

非常勤役員等報酬一覧表

区 分	理事会 評議員会 評議員選任・解任委員会	特別業務	入札立会い
報 酬	0 円	0 円	0 円
交通費	10,306 円	10,306 円	10,306 円

附則

この規程は平成 12 年 2 月 18 日より実施する。

この規程は平成 29 年 3 月 30 日より実施する。